

船舶事故調査報告書

平成22年10月14日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲 也
 委員 根本 美 奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成22年5月18日 16時15分ごろ
発生場所	広島県福山市福山港 JFEスチール福山港導灯（前灯）から真方位214°800m付近（概位 北緯34°28.5′ 東経133°26.7′）
事故調査の経過	平成22年5月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	貨物船 富士福丸、499トン 134448、株式会社フジ SHIPPING、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 70.30m×13.00m×7.39m、鋼 ディーゼル機関、735kW、平成9年4月24日
乗組員等に関する情報	性別、年齢、受有免許等 船長 男性 63歳 四級海技士（航海） 免許年月日 昭和44年9月26日 免状交付年月日 平成17年3月17日 免状有効期間満了日 平成22年11月16日 一等航海士 男性 50歳 四級海技士（航海） 免許年月日 昭和59年8月23日 免状交付年月日 平成22年2月17日 免状有効期間満了日 平成27年2月23日 甲板員 男性 58歳 五級海技士（航海） 免許年月日 昭和50年10月17日 免状交付年月日 平成18年5月11日 免状有効期間満了日 平成23年5月16日
死傷者等	負傷 1人（一等航海士：右足舟状骨骨折）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長ほか5人が乗り組み、福山港内のJFEスチール原料岸壁Kバースにおいて、陸上のクレーンにより鉄スクラップ約1,200トンの荷揚げ作業が終了し、平成22年5月18日16時00分ごろ、乗組員全員で船倉内の掃除を開始した。

	<p>甲板員（以下「クレーン操縦者」という。）は、本船の前部に装備されたクレーンの操縦を行い、船倉内に残された鉄スクラップをバケットでつかんで集める作業を行っていた。</p> <p>クレーン操縦者は、船倉内の右舷前部に残っていた鉄スクラップを集めようとして、バケットを船倉内の右舷側壁に沿って船首方向に移動させたとき、上甲板にある前部昇降口から階段を降り、船倉内の右舷前部にある開口部から船倉内に入った一等航海士の足にバケットが接触した。</p>	
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 南東、風速 3.0m/s、気温 24.2℃ 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>本船では、通常、鉄スクラップを荷揚げする際、陸上のクレーンを使用していたので、本船のクレーンを使って船倉内に残された鉄スクラップを集める作業は、めったに行うことがなかった。</p> <p>乗組員は、船倉内の掃除を開始する前に全員で作業手順の打合せを行ったが、バケットを移動する際の安全確認、乗組員が船倉内に入るときのクレーン操縦者との連絡手段及び合図の方法については、打合せを行わなかった。</p> <p>船倉内の右舷前部付近には、船倉への出入口があり、クレーンの操縦席からは、同出入口付近が死角に入っていたので、クレーン操縦者は、出入口付近の状況を確認することができなかった。</p> <p>一等航海士は、ヘルメット、作業服及び軍手を着用していたが、安全靴を履いていなかった。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり あり なし</p> <p>本船は、福山港で着岸して船倉内を掃除中、クレーン操縦者が、クレーンを操縦してバケットを船倉内の右舷前部付近に移動させた際、船倉内の右舷前部にある開口部から船倉内に入った一等航海士の足にバケットが接触したものと考えられる。</p> <p>船長は、船倉内の掃除を開始する前、乗組員全員で作業手順の打合せを行ったが、バケットを移動させるときの安全確認、作業者が船倉内に入るときのクレーン操縦者との連絡や合図の方法については、打合せを行っていないものと考えられる。</p> <p>クレーン操縦者は、クレーンの操縦席からは、船倉内の右舷前部にある出入口付近が死角に入っており、出入口付近の状況を確認することができなかったこと、及び一等航海士より連絡や合図がなかったから、一等航海士が船倉内に入ったことに気付かなかったものと考えられる。</p>

原因	<p>本事故は、本船が福山港で着岸して船倉内を掃除中、クレーン操縦者が、クレーンを操縦してバケットを船倉内の右舷前部付近に移動させた際、クレーン操縦者との連絡や合図の方法について打合せを行っていなかったため、一等航海士がクレーン操縦者に連絡や合図を行わずに船倉内の右舷前部にある開口部から船倉内に入り、一等航海士の足にバケットが接触したことにより発生したものと考えられる。</p>
----	--